

企業立地促進補助金(新たな立地または拡張に対する支援)

【対象企業】

製造業(付随する研究所または開発施設を含む)、情報通信業、自然科学研究所

【対象地域】

- (1)工場等を含む立地の場合
工業専用地域、工業地域、準工業地域(敷地9,000㎡以上)、五領ヶ台研究・研修パーク、ツインシティ大神地区、市街化調整区域
- (2)本社のみの立地の場合(商業登記上の本店で、工場等を併設していないもの)
全市域

【対象要件】

新規立地または拡張に要した費用のうち、固定資産(土地、家屋、償却資産)の取得に要する費用が、中小企業5千万円以上、大企業3億円以上であること。但し、家屋の取得が必須になります。

【申請期間】

令和5年3月31日まで(令和4年12月31日までに操業開始すること。)

【支援内容】

施設整備助成として、新しく取得した固定資産(土地、家屋、償却資産)の固定資産税等相当額の2分の1を、土地の取得が無い場合は5年間、土地の取得がある場合は7年間助成します。
また、上記に加え下記の(1)~(5)の条件を満たすと助成額が上乘せされます。
なお、(1)と(2)を含めた助成限度額は累計5億円です。((3)~(5)を除く)

(1)市内発注奨励助成

【対象要件】

建物・償却資産の全額を市内発注した場合

【支援内容】

対象固定資産税等相当額の2分の1を初年度に限り助成

(2)企業立地奨励助成

【対象要件】

研究所や情報通信業を行うため、又は5,000㎡以上の用地取得の場合

【支援内容】

対象固定資産税等相当額の2分の1を初年度に限り助成

(3)新規雇用助成

【対象要件】

新設又は増築に伴い、当該事業所で市内在住者を1人以上常用の従業員として新たに雇用し、一定期間以上雇用を継続すること

【支援内容】

中小企業は1人あたり50万円、大企業は1人あたり30万円
障害者の雇用の促進等に関する法律で定められた障がい者又は20歳未満、60歳以上の場合は、1人あたり20万円を加算(限度額は1,000万円)

(4)環境設備助成

【対象要件】

雨水活用設備(有効貯水量10㎡以上)、太陽光発電設備(発電能力10kw以上)、風力発電設備、蓄電設備(再生可能エネルギーによる発電に限る)を導入した場合

【支援内容】

- ・雨水活用設備は、貯水量1㎡につき5万円を乗じた額(限度額100万円)
- ・太陽光発電設備は、発電能力1kwにつき10万円を乗じた額(限度額300万円)
- ・風力発電設備は、発電能力1kwにつき5万円を乗じた額(限度額100万円)
- ・蓄電設備は、設備の導入にかかった費用に0.25を乗じて得た額(限度額100万円)

(5)持続可能な経営奨励助成

【対象要件】

- ・環境マネジメントシステムの認証を取得している。
- ・事業継続計画(BCP)を策定している。
- ・イクボス宣言企業として本市に登録されている、又はくるみん認定等を受けている。
- ・事業所内保育施設を設置し、運営している。
- ・ロボット関連産業として神奈川県「セレクト神奈川NEXT」の認定を受けている。
- ・平塚市の地方創生(地域再生計画)に係る事業を行っている。

【支援内容】

上記条件の1件当たり30万円を助成します。(同一の条件に対する助成は1回限りです。)

中小企業設備投資促進助成金(設備投資に対する支援)

【対象企業】

市内で1年以上操業している製造業の中小企業者

【対象設備】

- (1)生産等設備
事業拡大のための総額2,000万円以上の機械・装置や備品
- (2)女性活躍推進設備
生産等設備と併せて導入した女性用トイレ・女性用更衣室・事業所内保育施設
- (3)環境設備
市内企業に購入額の2分の1以上を発注した、発電能力5kw以上の太陽光発電設備

【申請期間】

令和5年3月31日まで(但し、令和4年12月31日までに対象設備を稼働させること)

【支援内容】

- (1)生産等設備(2)女性活躍推進設備
購入額の2%を助成します。(市内企業に発注した場合、又は次の要件のうち3つ以上に該当する場合は5%)
 - ・環境マネジメントシステムの認証を取得している。
 - ・事業継続計画(BCP)を策定している。
 - ・イクボス宣言企業として平塚市に登録されている、又はくるみん認定等を受けている。
 - ・事業所内保育施設を設置し、運営している。
 - ・ロボット関連産業として神奈川県「セレクト神奈川NEXT」の認定を受けている。
 - ・平塚市の地方創生(地域再生計画)に係る事業を行っている。
- (3)環境設備
発電能力1kwにつき10万円(但し、購入額の2分の1と比較し低額の方)(限度額100万円)

工場立地法による緑地面積率等の緩和 (工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例)

平塚市では、平成27年10月1日から、下記の地域について工場立地法に基づく一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しました。

【対象地域】

工業専用地域、工業地域

【支援内容】

工業専用地域	緑地面積率	5%以上	環境施設面積率	10%以上
工業地域	緑地面積率	10%以上	環境施設面積率	15%以上

問合せ

平塚市産業振興部産業振興課 (0463)21-9758(直)